



県のマスコット
「コバトン」

埼玉県行財政戦略プログラム

目 次

I 本県における行財政改革の基本的考え方

1	本県行財政の現状	1
(1)	本県の行財政を取り巻く環境	1
(2)	これまでの行財政改革の取組	1
2	新たなプログラムの必要性	1
3	行財政戦略プログラムが目指す方向	2
(1)	地方分権改革	2
(2)	官民協働	2
(3)	県庁改革	2
4	計画期間	2
5	推進体制	2

II 行財政改革の具体的取組

1	地方分権改革	4
(1)	通商産業政策の地方分権化	4
ア	中小企業の海外展開支援	4
○	中小企業の海外展開支援	4
イ	次世代産業分野の創出	5
○	次世代産業分野における開発テーマの発掘・選定	5
○	医療系ものづくり産業埼玉プロジェクトの推進	6
○	先端蓄電システム研究開発プロジェクトの推進	6
○	次世代住宅産業参入支援の推進	6
○	航空・宇宙産業参入支援の推進	7
○	次世代自動車産業支援の推進	7
○	3D技術を活用したものづくり産業の支援	7
ウ	企業支援の新たな取組・拡充	7
○	企業誘致の推進	8
○	創業・ベンチャー企業への支援	8
○	農業参入を希望する企業等への支援	9
○	農業の6次産業化等の支援	10
○	知的財産の活用	10
○	県内企業の受注機会確保と技術力向上を促す公共調達改革の推進	11

エ	権限・財源の移譲	11
○	中小企業支援等の地方への移管	11
○	競争的資金への地域特性を生かす支援の導入	12
○	農地転用許可権限の移譲	12
(2)	規制改革	13
ア	特区制度の活用	13
○	特区制度の見直し	13
○	地域戦略特区の創設	13
イ	経済再生につながる規制緩和の拡大	13
○	規制緩和の拡大に向けた国への提言等	14
(3)	県と市町村のパートナーシップの強化	15
○	市町村の実情を踏まえた権限移譲の推進	15
○	さいたま市との連携の強化	16
○	市町村の行財政運営にかかる支援	16
○	自治体クラウドの推進	16
2	官民協働	17
(1)	オープンガバメントの推進	17
ア	行政データの積極的活用	17
○	行政情報のオープンデータ化の推進	17
○	統計情報の利活用の促進	17
イ	公共インフラの民間開放	18
○	河川敷地の利活用	18
○	農業用貯水池の水面利用	19
○	見沼田圃公有地の貸付け	19
(2)	民間とのパートナーシップの拡大	20
ア	民間とのWin-Winな関係の構築	20
○	企業との包括的連携協定を活用した事業の推進	20
○	民間と連携した学校校舎等の耐震化の促進	21
○	家族滞在施設の民間による運営	21
イ	民間委託の拡大	21
○	県税事務所における民間委託の拡大	21
○	試験事務の民間委託の拡大	22
○	高等技術専門校における民間委託訓練の活用	22
(3)	共助社会づくりの推進	23
ア	共助の新たな仕組みづくり	23
○	共助の取組の拡大・強化	23
○	声かけサポートによる駅ホームからの転落防止対策の推進	23

○ 共助による高齢化団地活性化の推進	24
イ 共助の担い手の拡大	24
○ 自助・共助による地域防災力の強化	24
○ コバトンお達者倶楽部事業の実施	25
○ 自主防犯活動の活性化の促進	25
3 県庁改革	26
(1) 行政プロセスの最速化	26
ア 許認可手続きのスピードアップ	26
○ 経済再生につながる許認可の標準処理期間の短縮	26
○ 許認可の標準処理期間の新たな設定	27
イ ニア・イズ・ベターの視点からの見直し	27
○ パスポート申請受付・交付事務の移譲の推進	27
○ 越谷市の保健所設置への支援	27
○ 建築確認及び開発許可の権限移譲の拡大	28
(2) 県庁のスマート化	29
ア 業務のスマート化	29
○ 業務改善運動のバージョンアップ	29
○ 5 S 運動の推進	29
○ 事務事業の見直しの徹底による事業の新陳代謝の加速と費用対効果の追求	29
○ クラウドコンピューティングの活用拡大	30
○ 庁内システムのマネジメントの推進	30
○ 次世代の県庁LANシステムの検討	30
○ タブレット端末等の活用による業務改善	30
○ グループウェアの活用による業務改善	31
○ 社会保障・税番号制度を活用した業務の見直し	31
イ 組織体制の適切な見直し	32
○ パスポート申請受付・交付事務の移譲の推進	32
○ 越谷市の保健所設置への支援	32
○ 衛生研究所の組織体制の見直し	32
○ 農林総合研究センターの組織体制の見直し	32
○ 建築確認及び開発許可の権限移譲の拡大	33
ウ 職員定数の適切な管理	33
○ 知事部局の職員定数の適切な管理	33
エ 県有施設の最適化	34
○ 県有施設のファシリティマネジメントの推進	34
○ 青少年総合野外活動センターの見直し	34

○ 熊谷会館の廃止に向けた手続の実施	34
○ 橋梁、トンネルの計画的かつ効率的な維持管理の推進	35
オ 指定管理者制度・出資法人改革	36
○ 指定管理者制度の適切な実施	36
○ 自主・自立的な経営の促進	36
(3) 高い意欲と能力を兼ね備えた人材の育成と活用	37
○ 彩の国人材開発ビジョンの見直し	37
○ 意欲と能力の高い職員の育成・活用	37
○ 専門性を高める派遣研修・人事管理の実施	37
○ 部局研修の支援の充実	37
(4) 財政規律の確保	38
○ 県債残高の適正な管理	38
○ 事務事業の見直しの徹底による事業の新陳代謝の加速と費用対効果 の追求	38
○ 財政収支見通しを踏まえた予算編成	39
○ 債権管理の強化	39
○ 県税収入の確保	39

I 本県における行財政改革の基本的考え方

1 本県行財政の現状

(1) 本県の行財政を取り巻く環境

日本経済は、バブル崩壊から約20年間、国内消費の低迷やデフレ、さらにリーマンショックを引き金とした世界同時不況などの影響により、長期にわたり景気低迷やデフレにさらされることとなった。この「失われた20年」から脱却すべく政府が取り組んだ大胆な金融政策をはじめとする諸政策が功を奏し、景気も緩やかな回復基調を示し始めている。

本県の財政状況は、歳入面で法人二税、個人県民税を中心として県税収入はいくぶん持ち直しているものの、今後も大幅な増加を期待できる環境にはなく、歳出面においても高齢化に伴う福祉・医療関係経費など社会保障費の大幅な増加は避けられない。さらに人口動態の変化により経済規模の縮小や労働力の低下も懸念されているところである。

(2) これまでの行財政改革の取組

県では、平成16年度に「行財政改革プログラム」(平成17年度～19年度)、平成19年度に「新行財政改革プログラム」(平成20年度～22年度)、平成22年度に「第三次行財政改革プログラム」(平成23年度～25年度)を策定し、少ない費用で大きな効果を挙げる「費用対効果」を徹底的に追求する「最小・最強の県庁」を目指してきた。

これまでの行財政改革の結果、県民1万人当たりの職員数(一般行政部門)は、平成25年4月1日現在11.1人(全国平均22.8人)と全国一少ない職員数となっている。

2 新たなプログラムの必要性

厳しい財政状況に加え、今後の急激な高齢化の進展や人口減少時代の到来などを踏まえると、安心・成長・自立自尊の埼玉を実現するためには、新たな発想や視点から、県の行財政基盤を一層強化し、県重要施策の着実な推進を下支えしていくことが必要である。

そこで、今後取り組むべき課題を洗い出し、これらを計画的に解決するため、行財政戦略プログラムを策定する。

3 行財政戦略プログラムが目指す方向

日本が活力を取り戻すためには、経済再生が最優先課題である。経済再生を確実なものとするため、埼玉県が率先して次の三つの切り口から改革に取り組む。

(1) 地方分権改革

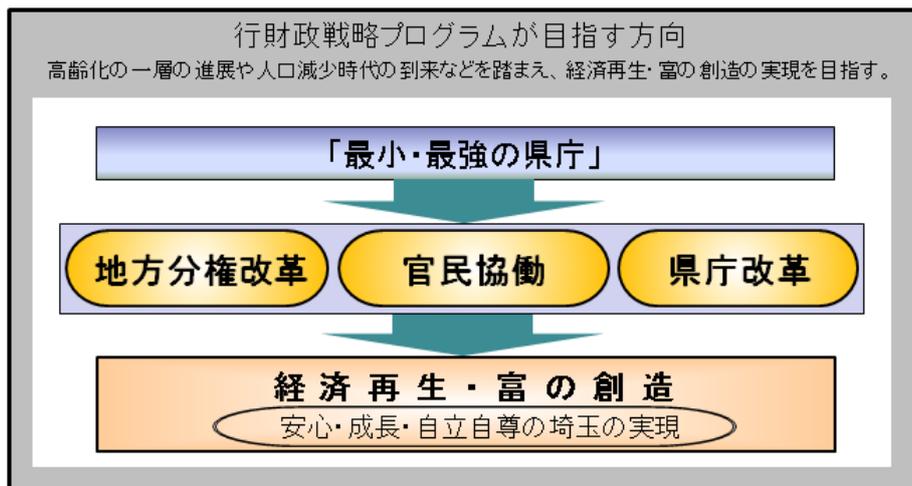
地域の活性化のため、国の関与を縮小し、地方・民間の創意工夫を生かす

(2) 官民協働

官と民がそれぞれ得意な分野で知恵を出し合い、新たなビジネスチャンスの拡大にもつなげる協働の仕組みを生み出す

(3) 県庁改革

職員が常に変革する意思とスピード感を持ち、進化しつづける県庁づくり



4 計画期間

平成26年度から平成28年度までの3年間

5 推進体制

改革の継続的な推進体制として部局横断的な行財政改革推進委員会を設置し、規制改革や許認可の標準処理期間の短縮などを進める。

※ 本プログラムの推進に合わせて、企業局、病院局、下水道局、教育委員会、警察本部等においても、各々作成するプログラムにより改革を推進する。なお、これらであっても、特に知事部局と連携して実施する必要がある取組項目については、本プログラムにも位置付けている。

Ⅱ 行財政改革の具体的取組

1 地方分権改革

地域の活性化のため、国の関与を縮小し、地方・民間の創意工夫を生かす。

(1) 通商産業政策の地方分権化

日本が活力を取り戻すためには、経済の再生が最優先課題である。

これまで通商産業政策は、国が主体となって進められてきたが、少子高齢化やグローバル化など変化の激しい今日、社会経済の課題解決を国任せにせず、地域の中小企業の実情に詳しく小回りの利く地方自治体が率先して知恵を絞り、スピーディーに問題を解決していくことが日本の元気を取り戻すカギである。

そのため、地方自らが主体的・積極的に地域のニーズを踏まえた先進的な取組を推進するとともに、中小企業の支援などに必要な権限・財源の移譲を国に求めていくことで、効果的でスピード感のある通商産業政策を展開していく。

ア 中小企業の海外展開支援

国内需要の減少が懸念される中で、本県経済を活性化させるためには、成長が著しい中国やアセアン諸国の活力を取り込んでいく必要がある。

そのため、県内企業の海外進出をサポートする支援拠点を構築するなど、本県自らが、積極的に・機動的に中小企業の海外展開を支援する。

また、アメリカ・ヨーロッパなどの先進国に対して、県内企業が今後成長が期待できる分野の製品を輸出できるよう販路開拓についても支援していく。

○ 中小企業の海外展開支援

本県では、県内企業の海外進出を支援するため、中国・ベトナムにサポートセンター等を開設し、タイ・ベトナムにはビジネスコーディネーターを設置した。

今後、更にこうした支援拠点を活用して、県内企業のビジネスチャンスの拡大を図るとともに、それぞれの支援拠点を核としたネットワークを充実させる。

また、アメリカやヨーロッパ等先進国においても、展示会への出展などを支援し、成長産業分野の販路開拓を支援する。

本県の支援体制



イ 次世代産業分野の創出

将来、日本が安定的かつ持続的に成長していくためには、世界に抜きんできた技術力が欠かせない。

医療福祉、環境・エネルギー、航空・宇宙産業、次世代自動車などは、今後成長が見込まれる分野として注目されている。

こうした分野への参入を支援していくため、県自らが主体的・積極的に実現可能性のある開発テーマを発掘・選定し、国や研究機関、大学、企業等とも連携しながら製品開発などを行うリーディングプロジェクトを展開する。

○ 次世代産業分野における開発テーマの発掘・選定

大学や企業の研究者などが集い、ナノカーボンなど先端技術を活かした製品開発や産業集積について情報交換や開発テーマの選定などを行う先端産業研究サロンを設置する。

○ 医療系ものづくり産業埼玉プロジェクトの推進

高齢化社会を見据え、県内中小企業の持つ技術を医療機器関連分野に活用させるため、当該分野への参入から研究開発、販路開拓まで一貫した支援をさいたま市と連携して行う。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト立ち上げ ・研究開発の推進、試作品作製（27年度末） ・実証実験、開発商品完成（28年度末） ・販路開拓支援 	→		
		→	
			→
			→

○ 先端蓄電システム研究開発プロジェクトの推進

蓄電池及び蓄電システム産業への県内中小企業の参入促進を図るため、大手企業や県内中小企業及び大学との産学連携のコンソーシアムによる高性能の改良型蓄電池と、エネルギーの最適利用を図るスマートグリッド蓄電システムの研究開発を推進する。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発拠点の拡充 ・研究開発の推進 ・実証実験、開発商品完成（27年度末） 	→		
		→	
		→	

○ 次世代住宅産業参入支援の推進

次世代住宅関連産業への県内中小企業の参入促進を図るため、県内中小企業等のコンソーシアムによる次世代住宅関連機器（太陽光・太陽熱、地中熱など）の研究開発プロジェクトを立ち上げ、新製品開発を推進する。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト立ち上げ ・研究開発の推進 ・実証実験、開発商品完成（28年度末） 	→		
		→	
			→

○ **航空・宇宙産業参入支援の推進**

航空・宇宙産業は先端技術が結集した裾野の広い産業で、世界的な需要拡大が見込まれている。本県には電機・自動車産業等で培った技術力の高い企業が多く集積しており、そのような企業の航空・宇宙産業への参入を促進するため、製品開発や販路拡大などの支援を推進する。

○ **次世代自動車産業支援の推進**

自動車産業はハイブリッド車や電気自動車など次世代自動車への転換期にある。これを次世代産業分野参入の好機ととらえ、県内中小企業の参入促進を図るため、次世代自動車支援センター埼玉において技術研究会等を組織、運営し、次世代自動車に関する技術開発から販路開拓までを一貫して支援する。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・支援事業の実施	研究会による調査・検討・課題抽出・試作開発		
			→

○ **3D技術を活用したものづくり産業の支援**

3Dプリンタや三次元デジタイザ、シミュレーション技術など、産業技術総合センターが持つシーズを活用して、製品開発の迅速化・高度化・高精度化に取り組む企業を支援し、地域経済を牽引するリーディングカンパニーを育成する。

ウ 企業支援の新たな取組・拡充

地域経済全体が活性化していくためには、海外へのビジネス展開支援や次世代産業分野における支援に限らず、企業誘致や創業から事業展開までの企業支援をより一層推進していく必要がある。

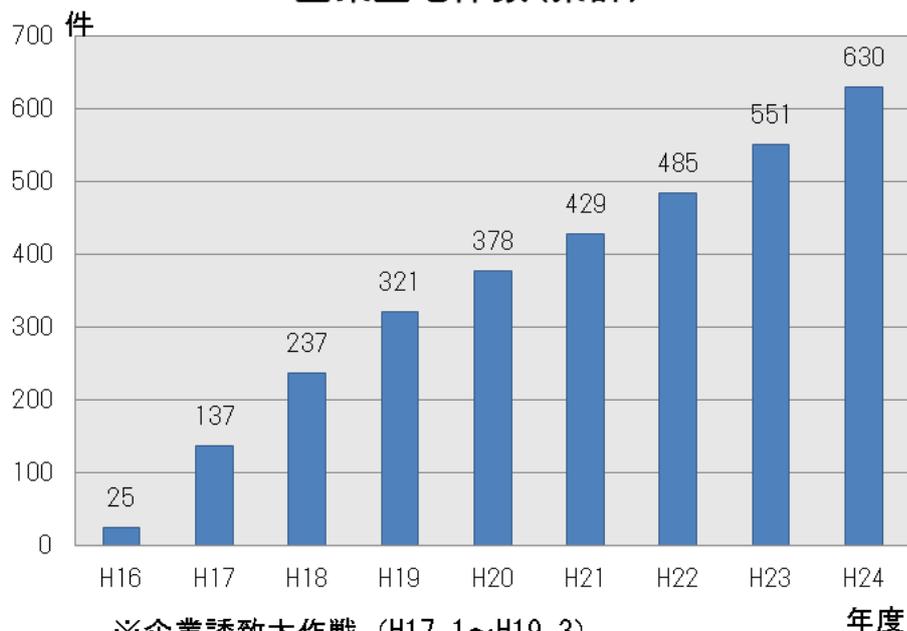
そのため、これらの取組をワンストップサービス、オーダーメイドサービス、クイックサービスにより積極的に進めていく。加えて、企業活動を支援するための仕組みづくりをしっかりと行うことで、企業活動の活発化による雇用の拡大や安定的な税収確保へ、さらには埼玉県全体の経済活性化へとつなげていく。

○ 企業誘致の推進

圏央道全線開通に伴い、更に高まる本県の立地優位性を生かして「チャンスメーカー埼玉戦略Ⅲ」（平成25年4月～平成28年3月）を推進し、県内産業の振興と雇用の創出、税収の確保を図る。本県の得意分野である食品製造業、流通加工業や、今後の成長が期待できる医療・健康、次世代自動車などの分野にターゲットを絞った誘致活動を行うとともに、市町村と連携して立地企業のフォローアップや産業用地不足への対応に取り組む。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・企業立地の推進	企業立地50件	企業立地50件	企業立地50件

企業立地件数(累計)



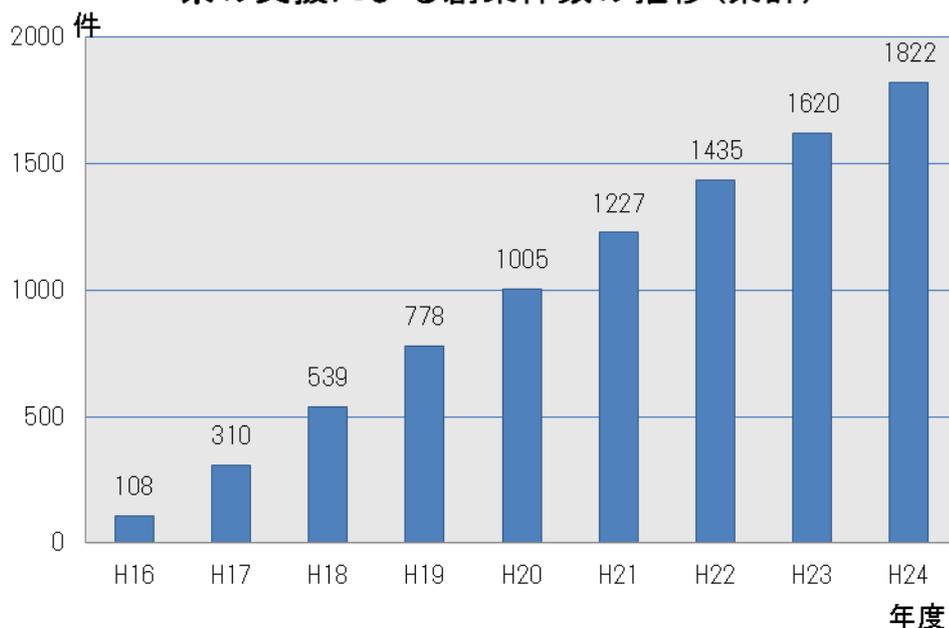
※企業誘致大作戦（H17.1～H19.3）
 チャンスメーカー埼玉戦略（H19.4～H22.3）
 チャンスメーカー埼玉戦略Ⅱ（H22.4～H25.3）

○ 創業・ベンチャー企業への支援

創業を促進し、地域経済の活性化を図るため、県内の自治体や商工団体や金融機関等と連携しながら、創業前から創業後の事業拡大までワンストップで総合的な支援を行う。具体的には、「創業・ベンチャー支援センター埼玉」（(公財)埼玉県産業振興公社）において事業計画作成や会社設立手続き、販路開拓などを各専門アドバイザーがきめ細かく支援を実施する。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・創業から創業後までの支援の推進	創業件数200件	創業件数200件	創業件数200件

県の支援による創業件数の推移(累計)



○ 農業参入を希望する企業等への支援

農業の新たな担い手となりうる企業やNPOの農業参入を促進するため、地元市町村や地権者との調整・マッチング、セミナーの開催やアドバイザーの派遣など、農業参入に関する相談や支援をワンストップで行い、農地の有効活用を促進するとともに、新たな農業ビジネスの展開を図る。

また、農地中間管理事業推進法に基づき、「農地中間管理機構」を設置して、小規模農家などから土地を借り上げて農地を集約化し、大規模化を目指す農家や農業法人等に貸し出す仕組みを構築・推進する。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・農地中間管理機構の設置、稼働	設置	本格稼働	

○ 農業の6次産業化等の支援

農業経営の多角化を進め、農業の収益力向上と地域振興を図るため、意欲ある農業者に対して「6次産業化経営ビジョン」の作成支援と経営タイプ別の専門的支援を実施する。また、農業者を中心とした多様な業種とのネットワーク（6次産業化研究会）を構築し、魅力ある商品の開発と販路の開拓を支援する。

さらに、県農業の活性化を図るため、地産地消や農産物のブランド化など食と農をつなぐ仕組みづくりを推進し、農商工連携フェアの開催など県産農産物のPRを積極的に行う。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・6次産業化研究会の開催 ・6次産業化経営ビジョン作成支援		重点支援対象者の年間売上額2億円	
			ビジョン策定100件



○ 知的財産の活用

知的財産を活かした県経済の成長の実現を図るため、「知的財産総合支援センター埼玉」（（公財）埼玉県産業振興公社）を中心に、中小企業の知的財産への取組、課題に対応するための支援を実施する。相談を受けるにとどまらず、相談の中から、個々の企業の特色や知的財産を活かした経営戦略など、コンサルティング的な要素を盛り込んだ支援を行っていく。

さらに、国際的に事業展開する企業への海外特許出願支援や産学連携を活かした医工連携の推進も図っていく。

○ 県内企業の受注機会確保と技術力向上を促す公共調達改革の推進

県内企業の受注機会を確保するとともに、技術力の向上を図るため、技術修得型JVの拡大や一定の技術力を有する企業のみが参加できる入札を実施する。また、建設工事入札参加資格審査格付方針において、技術力や経営力、担い手の確保を適正に評価する項目を設定する。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①技術修得型JV			→
②県内優良企業限定の入札			→
③入札参加格付け方針の策定	→		
※入札結果等の検証、対策の検討、実施	①・②	①・②・③	→

エ 権限・財源の移譲

日本経済再生のためには、中小企業の生産や投資拡大を促進し、地域経済を活性化させ、経済再生に結びつく好循環を生み出すことが必要である。

中小企業支援については、国や都道府県でそれぞれ実施しているが、今後、効果的・効率的な支援を行うためには、地域の実情に詳しく機動力のある地方がワンストップで総合的に行っていくことが望ましい。

そこで、現在、国で実施している中小企業支援など地域経済の再生につながる権限・財源の移譲等を国に積極的に要望していく。

○ 中小企業支援等の地方への移管

総合的かつ効果的な支援の実現や二重行政の解消のため、国が実施している中小企業支援、地域産業の振興等に関する事務の権限及び財源（都道府県を介さずに国から市町村や民間事業者等に直接交付されている補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）について、地域の中小企業と距離が近くニーズに応じたきめ細かな対応が可能な地方に移管することを国に要望する。

◆埼玉県における「空飛ぶ補助金」の状況（H25.8調査）
 ※県が情報を把握できているもの
 【補助金数】66項目
 【主な省庁】経済産業省関連：22項目 農林水産省関連：19項目
 厚生労働省関連：8項目 国土交通省関連：7項目
 【H25規模】補助金：32項目 総額：6,926百万円 件数：292件
 （H25調査時点で金額・件数ともに把握できているもの）

○ 競争的資金への地域特性を生かす支援の導入

国の競争的資金は採択の競争倍率が高く、不採択となった場合は企業等による研究開発が資金難で断念されることもある。

成長分野の研究開発を行い、新たな産業を興すためには、競争的資金の獲得が必要である。

そこで、国の競争的資金において、地域特性を生かした取組を優先的に採択する枠を導入するとともに、既存の競争的資金の審査基準に地域特性を生かした取組を加算することなどを国に要望する。

◆成長産業に関連する主な競争的資金の競争率（H24）

競争的資金の名称	申請	採択	競争率
戦略的基盤技術高度化支援事業（中小企業庁）	235件	49件	4.8倍
地球温暖化対策技術開発実証研究事業（環境省）	79件	16件	4.9倍
研究成果展開事業（文部科学省）	199件	41件	4.9倍

○ 農地転用許可権限の移譲

スピードを重視する企業ニーズに対応し、優良農地の確保と地域経済の活性化を両立させるため、4ha超の農地転用許可の権限の移譲及び2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議の廃止を国に要望する。

◆埼玉県における農地転用許可件数の推移

年次	H21	H22	H23	H24	H25
県許可	4,386	3,900	3,952	3,692	3,992
（2～4ha）	1	1	1	5	1
大臣許可	2	2	2	3	0
（4ha超）					

(2) 規制改革

規制改革によって、企業やNPOなど事業者の創意工夫を拒む壁を取り除き、イノベーションを喚起することは、日本の経済成長を実現していくために不可欠の取組である。

そこで、地方から特区制度の見直しや規制の緩和を国へ求めることにより、企業等の力を最大限に引き出す規制改革を一層推し進め、地域経済を活性化させる。

ア 特区制度の活用

構造改革特区制度は、地域からの提案に基づき大胆な規制緩和を行い地域の特色を生かした地域経済の活性化をねらいとしている。

国に対しより地域の実情を反映できる特区制度への見直しを求めると制度の活用を促進し、本県の強みや特性を生かした政策や全国に先駆けた施策の推進を目指す。

○ 特区制度の見直し

現行制度は、地域からの提案の採用率が低く地方の実情が反映されにくいものとなっている。そこで、有識者等の第三者委員会で議論するなど地方の意見を反映できるような制度への見直しを国へ提言していく。

○ 地域戦略特区の創設

地域からの提案に基づいて大胆な規制緩和と税制優遇を行い、地域の活性化と経済成長を生み出していくため、地域戦略特区の創設を国へ提言していく。

イ 経済再生につながる規制緩和の拡大

規制改革は、地域経済を活性化し日本経済を持続的成長路線にのせるカギである。新規財源を伴わない経済政策としての期待は大きい。

こうした中、地域の実情や課題に精通した地方から積極的な提言等を行い、企業活動等の支障になっている規制を打ち破り、企業等の創意工夫を引き出し経済活動を押し進める。

○ 規制緩和の拡大に向けた国への提言等

成長産業への中小企業の参入促進など経済再生につながる規制緩和の拡大に向け、部局横断的な行財政改革推進委員会を設置し全庁的な推進体制を強化する。

行財政改革推進委員会において経済団体からの国や県への要望など現場の声を踏まえた対象項目を検討し、国への提言や構造改革特区への提案につなげるとともに、県の規制緩和についても実行する。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・ 推進委員会の設置、対象検討	→	→	→
・ 国への提言等	→	→	→
・ 県の取組	→	→	→

経済再生につながる国への提言項目

【第1弾】

- ・ 介護用ロボットなど医療機器製造分野への中小企業の参入支援強化
高度管理医療機器の承認審査等の迅速化を図るため、一定の範囲内の改良等については大臣の承認を認証制度にすること。
- ・ 新興市場等における新規株式公開基準の緩和
新規上場の負担を軽減するために、新規上場に伴い必要とされる財務諸表等の提出書類を軽減すること。
- ・ 地域ブランドを促進するための商標出願人の拡大
高い付加価値が期待される地域ブランドづくりを促進するため、ブランドづくりに取り組む商工会議所等の団体を地域団体商標の出願人に追加すること。
- ・ 水素供給インフラ整備に関する規制の緩和
新たなエネルギー媒体として期待される水素について、技術開発及びインフラ整備に対する財政支援に加え、十分な安全性を確保しつつ規制緩和を早急に進めること。
- ・ 次世代自動車等の普及に向けた規制の緩和
次世代自動車充電インフラ整備を推進するため、設置や維持管理に係る消防法や電気事業法などの規制を緩和するとともに制度の改善を図ること。

【第2弾～】

推進委員会において対象項目を検討し、国へ提言する。

(3) 県と市町村のパートナーシップの強化

「ニア・イズ・ベター」の考え方にに基づき、住民に身近な行政はできる限り住民に近い市町村が担うことが望ましい。

市町村が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるよう、県から市町村への権限移譲などを推進していく。

○ 市町村の実情を踏まえた権限移譲の推進

本県には多数の市町村があり、その規模、体制、能力及び地域性も異なり、解決すべき課題も様々である。

こうした市町村の実情を十分踏まえ、市町村の個性あるまちづくりに生かされる、より質の高い権限移譲を推進する。

また、県内及び周辺市町村において中心的な役割を担っていくため大都市（指定都市、中核市及び特例市）への権限移譲を更に拡大するとともに、小規模市町村では広域連携を活用した権限移譲を推進する。

主な移譲事務

◆市町村を対象とした主な移譲事務

- ・ パスポート申請受付・交付事務の移譲の推進

グローバル化が進む中、身近な場所での申請・交付を可能とするため、パスポートの申請受付・交付事務について、市町村の実情を踏まえながら、市町村への権限移譲を積極的に推進する。

また、権限移譲が進む中で、支所や出張窓口を含めたパスポートセンターの体制の見直しを検討するなど、効率的な執行体制の整備を図っていく。

- ・ 建築確認及び開発許可の権限移譲の拡大

地域の実情を踏まえた迅速・的確な対応などを促進するため、建築確認及び開発許可について、市町村の実情を踏まえながら、市町村への権限移譲を積極的に推進する。

また、権限移譲が進む中で、建築安全センターの体制の見直しを検討するなど、効率的な執行体制の整備を図っていく。

◆大都市を対象とした主な移譲事務

- ・ 越谷市の保健所設置への支援

越谷市の中核市への移行（平成27年4月予定）に伴い、同市が円滑に保健所を設置するため、保健所事務の移管に向けた支援を実施する。

また、拠点保健所としての春日部保健所の体制の見直しを検討するなど、効率的な執行体制の整備を図っていく。

○ **さいたま市との連携の強化**

県市にわたる政策課題や県市相互の重要施策に関して、意見交換や企画調整を行い、より一層緊密な協調と連携を図っていく。

○ **市町村の行財政運営にかかる支援**

市町村の財政運営を支援するため、豊かなふるさとづくりに資する社会基盤整備事業等に対して、低利で資金の貸し付けを行う、ふるさと創造貸付金制度を実施する。

また、市町村が抱える様々な行財政上の課題に対して、県が市町村の立場に立ち、実践的な支援・助言を行う総合助言制度を実施する。

○ **自治体クラウドの推進**

情報システム構築費用及び運用費用の削減を図るために、市町村等におけるシステム共同化の取組を支援するとともに、クラウド環境によるデータバックアップ機能の共同化等について市町村と検討していく。

※ 自治体クラウドとは、「クラウドコンピューティング技術等を活用して、地方公共団体の基幹系業務システム等を複数団体にて共同利用する」ことを言う。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・町村情報システム共同化の取組の支援			→
・クラウドを活用したシステム共同化の検討	検討項目の抽出	→ 専門部会等での検討	

2 官民協働

官と民がそれぞれ得意な分野で知恵を出し合い、新たなビジネスチャンスの拡大にもつながる協働の仕組みを生み出す。

(1) オープンガバメントの推進

地域経済の活性化や県民生活の利便性の向上を図るため、行政が持つビッグデータや公共インフラなどを民間に開放することにより、新たな価値を創造し、企業等のビジネスチャンスにつなげる。

ア 行政データの積極的活用

企業等による新たな事業・サービスの創出や県民生活の利便性の向上につなげるため、行政が持つ様々なデータなど、ソフト面での民間開放を推進する。

○ 行政情報のオープンデータ化の推進

企業等が行政情報を活用しやすくするため、民間ニーズを把握した上で、庁内で保有している行政情報について様式の統一化等を実施し、オープンデータ化を推進する。

さらに、公開場所を一元化するため、庁内で保有するデータを2次利用できる形式にてワンストップで入手できるシステムを構築する。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・庁内で保有している行政情報の確認と民間ニーズの把握	確認	民間ニーズの把握	
	検討	実施	
・様式の統一化等の実施			
・一元化システム（データカタログ）の構築	調査	要件定義	設計開発
			システム稼働

○ 統計情報の利活用の促進

企業等による統計情報の利活用を促進するため、統計情報のポータルサイト「彩の国統計情報館」の統計情報を更に充実させるとともに、Excel形式など2次加工できるファイル形式での統計情報の提供を増加させる。

さらに、利用者ニーズに応じて機械処理に適した形式（XML形式等）での公開を検討する。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・2次加工できるExcel形式等での公開推進 ・機械処理に適した形式(XML形式等)での公開の検討・推進			
	方式検討 → 試行	対象拡大	

イ 公共インフラの民間開放

企業等のビジネスチャンスにつなげるとともに、地域の活性化や再生可能エネルギーの推進などを図るため、河川敷地や農業用貯水池など、ハード面での民間開放を推進する。

○ 河川敷地の利活用

国の規制が緩和され、民間事業者等による河川敷地の利用（オープンカフェ、バーベキュー場等）が可能となった。

そこで、民間のノウハウや活力を導入して、水辺に「新たな魅力」と「賑わい」を創出し、地域外からの入込客により地域の活性化を図るため、民間事業者等による河川敷地の有効活用に向けての支援を行っていく。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・オープンに向けた技術的指導、支援	3箇所オープン	5箇所オープン	市町村の希望を踏まえ目標設定



○ 農業用貯水池の水面利用

再生可能エネルギーの導入を促進するため、土地改良区が農業用貯水池の水面を民間事業者に貸し付け、太陽光発電（フロート式メガソーラー）に利用できるよう支援する。

また、この事例をモデルケースとして、県内の他の土地改良区においても再生可能エネルギーの導入を促進する。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
<ul style="list-style-type: none"> ・先行事例稼働 ・先行事例の課題等検証、検証結果の提供 ・再生可能エネルギー導入施設の拡大 			
	→		
		→	
			→

【桶川市の東部工業団地内調整池の事例】



○ 見沼田圃公有地の貸付け

歳入を確保し公有地の管理コストの削減を図るとともに、見沼田圃での農業の振興と農業者等のパワーを活用した緑地空間の保全を図っていくため、さいたま環境創造基金によって買取りをした土地を農業者や法人等に農地として貸し付ける取組を推進する。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
<ul style="list-style-type: none"> ・見沼田圃公有地の貸付け 	1 h a		
		1 h a	
			1 h a

(2) 民間とのパートナーシップの拡大

官から民に協力を求める従来型の連携にとどまらず、企画の段階から民の創意工夫やノウハウ等を取り入れ、Win-Win の連携事業を推進するとともに、県民サービスの向上を目指し民間委託の拡大を進める。

新たな需要の掘り起こしや企業の増益などにつながる官民連携モデルを構築し埼玉から全国に発信する。

ア 民間との Win-Win な関係の構築

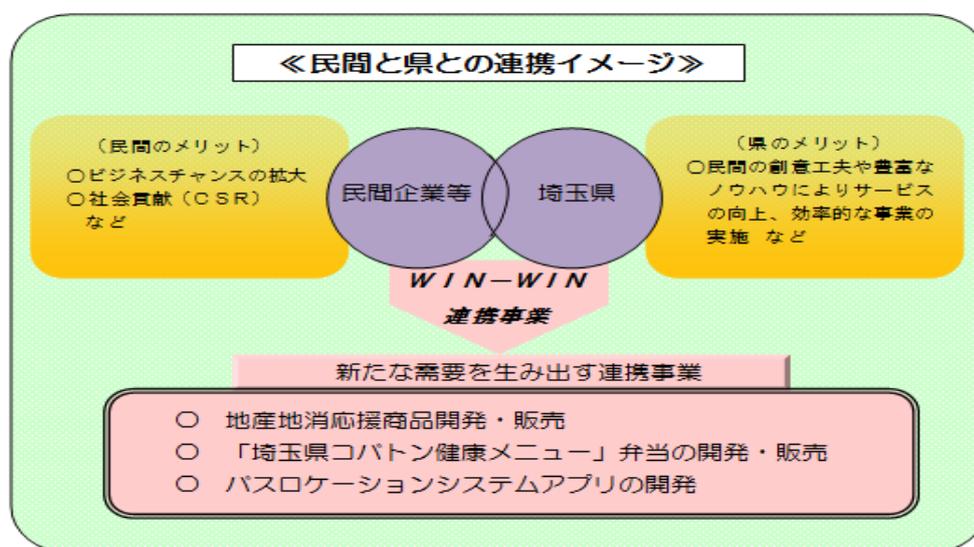
官民の多様な主体が、それぞれの特徴を活かし共に知恵を出し合い、相互に利益を得る Win-Win の関係を構築する連携を推進する。

官と民の連携により生み出されるパワーにより、県民サービスの向上を図るとともに県政の課題解決を進める。

○ 企業との包括的連携協定を活用した事業の推進

民間との Win-Win の関係を構築し、県民サービスを向上させるため、多様な民間企業との包括的連携協定を締結する。この協定に基づき、地産地消、環境保全、地域の安心・安全など幅広い分野で連携して、企業にメリットをもたらすと同時に県政の重要施策を効果的に推進する事業を実施する。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・企業との連携事業の推進	連携事業数45件	連携事業数50件	連携事業数55件



○ 民間と連携した学校校舎等の耐震化の促進

私立学校の校舎・園舎の耐震化を促進するため、建築士団体の協力を得て、耐震化促進セミナーを開催するなど、耐震化率の向上を目指していく。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・耐震化促進セミナー及び学校訪問の実施 ・効果の検証		耐震化率100%	
	→		

○ 家族滞在施設の民間による運営

平成28年にオープン予定の小児医療センター新病院に民間との協働で家族滞在施設を設置し、民間側の設備投資と県側の運営費の大幅な軽減に寄与する。設置後は、民間の豊富なノウハウを生かした運営により患者家族へ温もりの感じられるサービスを提供する。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・新病院建築工事、家族滞在施設設置準備 ・新病院オープン、家族滞在施設設置・運営			
		→	→

イ 民間委託の拡大

業務の民間開放を積極的に進め、民間のノウハウを活用して、サービスの向上や業務の効率化を図るとともに、あわせて企業等のビジネスチャンスの拡大も図る。

○ 県税事務所における民間委託の拡大

民間のノウハウを活用し、サービスを向上させるため、県税事務所のうち徴税吏員としての権限を要しない窓口業務等について、履行状況・効果の検証をしつつ、民間委託の拡大を図る。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・効果等の検証 ・業務内容の検討 ・導入事務所の拡大			→
	準備	→ 拡大	
			→

○ 試験事務の民間委託の拡大

民間のノウハウを活用し、業務を効率化させるため、毒物劇物取扱者試験等の試験事務の一部業務（試験当日運営等）について、民間委託の拡大を図る。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・毒物劇物取扱者試験の一部委託 ・准看護師試験事務の一部委託 ・他試験へ委託拡大			→
			→
			→

○ 高等技術専門校における民間委託訓練の活用

民間のノウハウを活用し、効果的な職業訓練を実施していくため、高等技術専門校の訓練科を時代のニーズに合ったものに見直し、民間委託訓練の活用を図る。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・訓練科の見直し ・民間委託訓練の活用	建築デザイン科の募集停止	建築デザイン科の廃止	
		→	→

(3) 共助社会づくりの推進

生産年齢人口の減少により、社会経済活動に関わる人口が減少する中、地域社会や経済が健全に維持・発展していくためには、住民・NPO・企業等が自ら主体的に地域社会に関わり、共に支え合っていくことが求められている。

そのため、共助社会に向けた新たな仕組みづくりを進めるとともに、共助による取組の充実・拡大を図ることで、健全な地域社会や経済の維持・発展を目指す。

ア 共助の新たな仕組みづくり

地域の人々が共に支え合う共助の取組を拡大し、日本一の共助県を目指すため、共助社会に向けた新たな基盤づくりやきっかけづくりを行う。

○ 共助の取組の拡大・強化

地域の課題解決を図ろうとするNPOや自治会等へ、スキルやノウハウ、人生経験を活かして社会貢献したい専門家をつなぎ、共助の取組を拡大・強化する。

また、専門的知識やノウハウを有する中間支援NPO法人が実施する、他のNPO法人を育成支援する事業（認定・指定取得セミナーの開催、行政書士等の専門家の派遣）に対して支援を行うことなどにより、寄附者の税額控除等の優遇措置のある認定・指定NPO法人の増加を図り、中核的NPO法人を育成していく。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・共助仕掛人によるマッチング			1,000
・認定・指定取得支援の実施			取得法人100法人

○ 声かけサポートによる駅ホームからの転落防止対策の推進

駅ホームからの転落防止のためのソフト対策として、広く県民に視覚障害者への声かけサポートを普及させるため、そのリーダーとなる者（サポートリーダー）を養成し、声かけサポーターの増加を目指す。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・サポートリーダー養成 ・リーダーによるサポーター育成への支援	サポーター500人	サポーター1,500人	サポーター2,500人

○ 共助による高齢化団地活性化の推進

高齢化が進んでいる県営住宅の一部住戸をシェアハウス向けに改修するなどし、団地への貢献活動を条件に入居した学生や子育て世帯によって自治会活動を活性化させるモデル事業を実施する。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・モデル事業の実施			

イ 共助の担い手の拡大

地域社会での共助の担い手の拡大を目指し、共助の取組における担い手の拡大に向けた支援の充実・拡大を図る。

○ 自助・共助による地域防災力の強化

自助・共助による地域防災力の強化を推進するため、県被害想定調査で被害が大きい市町村をモデル市町村として選定し、家具の固定などの自助の取組を促進する。また、自主防災組織リーダー養成講座を拡大し自主防災組織リーダーの養成を加速させる。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
〔自助の取組〕 ・モデル市町村の取組推進	2市	2市	
〔共助の取組〕 ・県による自主防災組織リーダー養成	養成人数2,000人	養成人数2,000人	養成人数1,000人

○ コバトンお達者倶楽部事業の実施

高齢者の「閉じこもり」を防止するためのきっかけづくりとして、民間企業・事業者の協力を得て、登録店で買物をすると特典が与えられる仕組みを構築することにより、高齢者が気軽に外出する環境づくりを進める。

○ 自主防犯活動の活性化の促進

自主防犯活動の更なる活性化を図り、安全で安心な地域づくりを推進するため、市町村との連携・協力により、「青色防犯パトロール」（青色回転灯を装備した車両による防犯パトロール：通称『青パト』）の普及・拡大を促進する。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・青色防犯パトロールの普及・拡大	青パト車両 600台	青パト車両 700台	青パト車両 800台

【青色防犯パトロールによる防犯活動】



3 県庁改革

職員が常に変革する意思とスピード感を持ち、進化しつづける県庁づくり。

(1) 行政プロセスの最速化

経済活動の活性化に向けて、企業等が活動しやすい環境を整えるため、許認可手続のスピードアップやニア・イズ・ベターの視点からの見直しを進める。

ア 許認可手続のスピードアップ

許認可手続の迅速化を図ることにより、企業等の活動のスムーズな展開を支援する。

○ 経済再生につながる許認可の標準処理期間の短縮

企業等が活動しやすい環境を整えるため、食品営業の許可など、経済再生につながる許認可について標準処理期間の短縮を行い、全国最短を目指す。

また、更なる対象の洗い出し・検討を行う部局横断的な行財政改革推進委員会を設置して全庁的な推進体制を強化し、標準処理期間の短縮の更なる拡大を図る。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・標準処理期間の短縮	食品営業等4事務		
・推進委員会の設置、対象拡大検討			
・短縮拡大	順次拡大		

経済再生につながる許認可事務

【第1弾】

○既に本県が全国最短の事務

- ・理容所、美容所の開設検査確認（5日）
- ・クリーニング所の開設検査確認（5日）
- ・調理師の免許（7日）
- ・農地転用の許可（6週間）
- ・建築確認（木造2階建の建築物の場合、7日）

○平成26年度から短縮し、全国最短とする事務

- ・食品営業の許可（7日）
- ・クリーニング師の免許（6日）
- ・製菓衛生師の免許（6日）
- ・販売従事登録（6日）

【第2弾～】 推進委員会により更なる短縮事務を洗い出し、全国最短を目指す。

○ 許認可の標準処理期間の新たな設定

標準処理期間の明確化を進め、企業等の計画的な活動に寄与するため、これまで標準処理期間を設定していなかった許認可について、対象の洗い出し・検討を行う部局横断的な行財政改革推進委員会を設置して全庁的な推進体制を強化し、標準処理期間を新たに設定する手続の拡大を目指す。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・推進委員会の設置、対象検討			
・新規設定手続の拡大	順次拡大		

イ ニア・イズ・ベターの視点からの見直し

住民の意向の的確な反映、住民の利便性の向上及び地域の活性化の観点からも、「ニア・イズ・ベター」の考え方にに基づき、住民に身近な行政は、できる限り住民に近い市町村が担っていくことが望まれる。そのため、市町村の実情を踏まえながら、より質の高い権限移譲を推進していく。

○ パスポート申請受付・交付事務の移譲の推進（再掲）

グローバル化が進む中、身近な場所での申請・交付を可能とするため、パスポートの申請受付・交付事務について、市町村の実情を踏まえながら、市町村への権限移譲を積極的に推進する。

また、権限移譲が進む中で、支所や出張窓口を含めたパスポートセンターの体制の見直しを検討するなど、効率的な執行体制の整備を図っていく。

○ 越谷市の保健所設置への支援（再掲）

越谷市の中核市への移行（平成27年4月予定）に伴い、同市が円滑に保健所を設置するため、保健所事務の移管に向けた支援を実施する。

また、拠点保健所としての春日部保健所の体制の見直しを検討するなど、効率的な執行体制の整備を図っていく。

○ **建築確認及び開発許可の権限移譲の拡大（再掲）**

地域の実情を踏まえた迅速・的確な対応などを促進するため、建築確認及び開発許可について、市町村の実情を踏まえながら、市町村への権限移譲を積極的に推進する。

また、権限移譲が進む中で、建築安全センターの体制の見直しを検討するなど、効率的な執行体制の整備を図っていく。

(2) 県庁のスマート化

変革する意思とスピード感を培うため職員の意識改革を積極的に進め、業務や体制を見直しハイパフォーマンス化することで、県庁のスマート化を図る。

ア 業務のスマート化

これまで埼玉県は3S改善運動をはじめ、あらゆる角度から業務改善を実施し、県民サービスの向上を図ってきた。埼玉県が日本一の自治体となるため、「埼玉県庁がもし株式会社だったらまず何をするか」といった発想で、職員の意識改革を積極的に進め、既存の概念にとらわれない事務事業の見直しや業務改善を進める。

○ 業務改善運動のバージョンアップ

株式会社の持つ優れた3S（スピード、スマイル、スピリット）の要素を職場に積極的に取り入れるため、民間企業の視点で業務改善に取り組む「もし埼玉県庁が株式会社だったら」を更にバージョンアップし、業務改善運動を進化させる。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・業務改善運動の推進	バージョンアップ	バージョンアップ	バージョンアップ

○ 5S運動の推進

来庁者や職員にとって快適かつ効率的な職場環境を確保するため、5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰《習慣化》）運動の徹底を図る。

○ 事務事業の見直しの徹底による事業の新陳代謝の加速と費用対効果の追求

厳しい財政状況に対応し「最小の経費で最大の効果」を挙げるため、既存の事務事業の取組成果を十分に評価・検証した上で徹底した見直しを行い、事業の新陳代謝を加速させるとともに、費用対効果を追求する。

○ クラウドコンピューティングの活用拡大

I Tを活用した業務の効率化を促進するため、庁内情報システムの
 庁内・庁外クラウド化による集約化を推進していく。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・庁内クラウドへの移行	4システム	2システム	検討
・庁外クラウドへの移行	8システム	2システム	検討

○ 庁内システムのマネジメントの推進

安心・安全なI T環境を整備するため、I Tガバナンスを強化し、
 情報システムのライフサイクルを通じたI Tマネジメントや庁内情報
 システムの最適化を推進する。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・情報システムのライフ サイクルによる評価の 実施	開発評価 約30システム	開発評価 約30システム	開発評価 約30システム

○ 次世代の県庁LANシステムの検討

I T技術の進展に対応するため、スマートフォンなどからの県庁L
 ANシステムへの接続や仮想化技術を活用したシンクライアントシ
 ステムの導入など、次世代の県庁LANシステムの在り方やその運用を
 検討する。

○ タブレット端末等の活用による業務改善

説明・交渉事務の円滑化や業務の効率化、ペーパーレス化の推進を
 図るため、出張先や会議などでのタブレット端末等の業務利用を推進
 する。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・一部業務への試行導入			
・効果の検証、展開方針 の検討・策定			
・(拡大する場合) 導入 拡大			

○ グループウェアの活用による業務改善

照会回答事務の効率化、適正な業務管理及び情報共有の強化などの業務改善を図るため、職員ポータルグループウェア（掲示板機能、スケジュール機能、ファイル共有機能等を有する組織内で情報共有・交換を行うための業務支援システム）の利用状況を検証し、職員への周知徹底や操作研修等を実施する。

また、必要に応じてシステムの機能追加・改善を実施し、グループウェアの活用強化を図る。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況調査、検証 ・周知・徹底、操作研修 ・(必要に応じて)システムの機能追加・改善 			
	研修受講者150人	研修受講者150人	研修受講者150人
		-----	-----

○ 社会保障・税番号制度を活用した業務の見直し

社会保障・税・防災等の各分野の情報を一元管理する社会保障・税番号制度を導入する。あわせて、この制度を活用し、県民負担の軽減や行政の効率化を図る。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
<ul style="list-style-type: none"> ・基盤システムの構築・連携等 ・業務システムの改修対応 ・独自利用の検討 	設計	開発	情報連携等のテスト
		システム改修	
		情報連携に向けて検討	

イ 組織体制の適切な見直し

「最少の経費で最大の効果」を挙げ、常に組織及び運営の合理化に努めることは地方公共団体の責務である。

このため、県民ニーズに的確に対応できる簡素で効率的な組織体制の構築を更に追求していく。

○ パスポート申請受付・交付事務の移譲の推進（再掲）

グローバル化が進む中、身近な場所での申請・交付を可能とするため、パスポートの申請受付・交付事務について、市町村の実情を踏まえながら、市町村への権限移譲を積極的に推進する。

また、権限移譲が進む中で、支所や出張窓口を含めたパスポートセンターの体制の見直しを検討するなど、効率的な執行体制の整備を図っていく。

○ 越谷市の保健所設置への支援（再掲）

越谷市の中核市への移行（平成27年4月予定）に伴い、同市が円滑に保健所を設置するため、保健所事務の移管に向けた支援を実施する。

また、拠点保健所としての春日部保健所の体制の見直しを検討するなど、効率的な執行体制の整備を図っていく。

○ 衛生研究所の組織体制の見直し

平成26年度の衛生研究所の吉見町への移転に合わせ、本所（さいたま市）と支所（深谷市）を統合し、効率的な組織体制を構築する。

○ 農林総合研究センターの組織体制の見直し

気候変動や産地間競争など本県農業が直面する課題に積極的、効率的に対応し、農林総合研究センターの研究機能を強化していくため、平成27年度に組織体制を再構築する。

○ **建築確認及び開発許可の権限移譲の拡大（再掲）**

地域の実情を踏まえた迅速・的確な対応などを促進するため、建築確認及び開発許可について、市町村の実情を踏まえながら、市町村への権限移譲を積極的に推進する。

また、権限移譲が進む中で、建築安全センターの体制の見直しを検討するなど、効率的な執行体制の整備を図っていく。

ウ 職員定数の適切な管理

これまでITの活用や民間開放の拡大などにより定数削減を進めてきた。

その結果、県民1万人当たりの職員数（一般行政部門）は、平成25年4月1日現在11.1人（全国平均22.8人）と全国一少ない職員数で効率的な運営を行っている。

厳しい財政状況に加え高齢化の進展や人口減少時代の到来などを踏まえると、今後も不断の行財政改革が必要であり、職員定数を抑制する。

○ **知事部局の職員定数の適切な管理**

不断に執行体制の効率化を図るとともに、社会経済情勢や県民ニーズに応じて真に必要な分野に職員定数を重点的に配分する。

このため、業務改善や事務事業の見直しなどにより、毎年度、定数の1%以上の削減を行い、増員は原則として削減の範囲内で措置する。

※企業局、病院局、下水道局、教育委員会（事務局職員及び県立学校事務職員等県の裁量により削減が可能な職員にかぎる。）においても、職員定数を適切に管理する。

エ 県有施設の最適化

県有施設の老朽化が進む中、将来、修繕費用が膨大となり、施設の全ての維持管理をすることが困難になることも予想される。

そのため、将来の社会情勢や行政需要を踏まえ、県有施設の集約化などを行うとともに、今後も必要な施設については、建物の長寿命化など計画的・効率的な維持管理を推進していく。

○ 県有施設のファシリティマネジメントの推進

膨大な県有施設を効率的に維持管理し有効に利活用するため、ファシリティマネジメント基本方針（仮称）を策定する。

この基本方針に基づいた取組を計画的に進め、県有施設の戦略的活用を実施することにより、長期的視点に立った県民の安心・安全を確保することを目指していく。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・ファシリティマネジメント基本方針（仮称）策定	→		
・施設の長寿命化の推進等、維持管理コストの削減	→	→	→
・施設の集約化等の促進、未利用財産の利活用・処分	→	→	→

○ 青少年総合野外活動センターの見直し

青少年総合野外活動センターについては、施設の老朽化や類似施設との役割分担などの観点から、廃止を含めた見直しを検討する。

○ 熊谷会館の廃止に向けた手続の実施

熊谷会館については、施設の老朽化や県北地域の文化施設の整備が進み、担うべき役割が縮小していることなどから、廃止の手続を進める。

○ 橋梁、トンネルの計画的かつ効率的な維持管理の推進

橋梁の計画的かつ効果的な維持管理を実施するため、「埼玉県橋梁長寿命化修繕計画」を着実に実行する。

県民生活や社会経済活動への影響が高いと考えられるトンネルについても、計画的かつ効果的な維持管理を実施するため、維持管理の方針を策定する。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
〔橋梁〕			
・計画的修繕の実施	→	→	→
〔トンネル〕			
・維持管理方針の策定及び方針に基づく維持管理の実施	→	→	→

オ 指定管理者制度・出資法人改革

多様化する県民ニーズに対応するため、指定管理者制度のメリットを最大限発揮し、サービスの向上や経費縮減を図る。

また、指定出資法人については、設立目的の趣旨に沿った業務執行に努めるとともに、組織の効率化を図り、県から自立した「優れた経営体」となることが求められる。このため、これまでも指定出資法人への財政支出の縮減や県からの派遣職員の段階的引き揚げ、経営改善に関する県民への誓約制度の導入などを実施してきたが、今後も、指定出資法人の自立的経営を促すため、引き続き経営改善の取組について指導を行う。

○ 指定管理者制度の適切な実施

指定管理者制度の効果を最大限発揮するため、指定管理者運営状況検証委員会を設置して随意指定の方法で指定している施設の運営状況を検証するなど、今後の施設の適切な管理と利用者サービスの向上を図る。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・施設の運営状況の検証	4施設	8施設	

○ 自主・自立的な経営の促進

指定出資法人の自主・自立に向けた主体的な取組を促し、県からの財政支援（補助金、委託金など）の削減などを進める。

(3) 高い意欲と能力を兼ね備えた人材の育成と活用

県庁のスマート化を進める中、「最小の経費で最大の効果」を挙げるためには、高い意欲と能力を兼ね備えた人材の育成と活用が必要となる。職員一人ひとりの能力を最大限発揮させるため、職員の意向と意欲を一層重視した人事配置や専門分野に精通した職員の育成を進める。

○ 彩の国人材開発ビジョンの見直し

職員一人ひとりの更なる能力開発を図るため、平成26年度に「彩の国人材開発ビジョン」を見直し、平成27年度以降、見直し後のビジョンに基づく人材開発を進める。

○ 意欲と能力の高い職員の育成・活用

意欲と能力の高い職員の育成・活用を図るため、職員応募制度を実施し、職員の意向と意欲を一層重視した人事配置を行う。

○ 専門性を高める派遣研修・人事管理の実施

専門分野に精通した職員の育成を進めていくため、専門的な能力やスキルの向上を目的としたエキスパート型民間企業派遣研修や、大学派遣研修、海外派遣研修などを推進する。

また、専門的な知識が求められる職や危機管理の要となる職には、業務に習熟した職員の配置に努めるとともに、中長期的な視点に立ち、その育成に配慮した配置を行う。

○ 部局研修の支援の充実

部局専門研修の活性化を図るため、職場研修の開催、外部セミナーへの参加などを推進する。

(4) 財政規律の確保

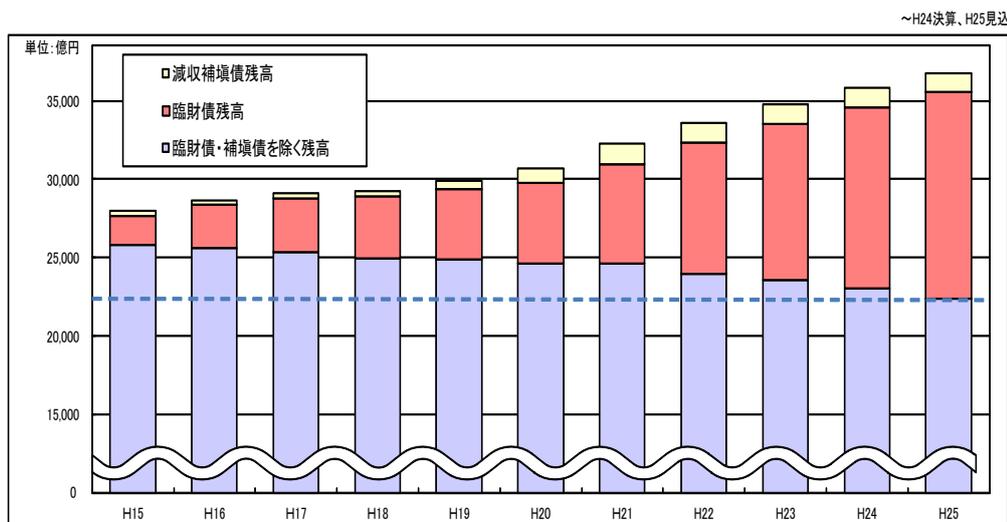
将来にわたり県民生活に必要なサービスを確実に提供していくためには、安定的な収入確保に努めるとともに、財政の健全性を確保し、計画的で安定的な財政運営を行うことが求められる。

このため、厳しい財政状況の中、税収等の財源確保に努めるとともに、事務事業の見直しを図るなど、財政収支の改善を進める。

○ 県債残高の適正な管理

財政の健全性確保のため、臨時財政対策債及び減収補填債を除いた県で発行をコントロールすることのできる県債の残高を平成25年度決算時と比較し、平成28年度決算時には維持若しくは減少させる。

一般会計県債残高の推移



○ 事務事業の見直しの徹底による事業の新陳代謝の加速と費用対効果の追求（再掲）

厳しい財政状況に対応し「最小の経費で最大の効果」を挙げるため、既存の事務事業の取組成果を十分に評価・検証した上で徹底した見直しを行い、事業の新陳代謝を加速させるとともに、費用対効果を追求する。

○ 財政収支見通しを踏まえた予算編成

計画的で安定的な財政運営を行うため、景気動向や地方財政制度の変更等を踏まえて、収入や支出の見通しを作成し、予算編成に反映する。

○ 債権管理の強化

債権管理に関する条例を制定し、徴収及び不良債権処理手続の統一化や情報の共有化を進め、債権管理の適正化を図る。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・徴収及び不良債権処理 手続の統一 ・情報共有	(H26 上半期)		

○ 県税収入の確保

安定的かつ確実な税収の確保を図るため、収入未済額の大きい個人県民税における給与からの特別徴収（給与からの天引きによる納付）の徹底や、滞納件数の多い自動車税を中心に税収確保対策を実施し、納税率を全国平均に近づけるとともに、クレジット納付の導入など納税環境の整備を進め、引き続き県税収入の確保に努める。

取組内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度
・個人住民税給与からの 特別徴収一斉指定 ・クレジット納付の導入 等納税環境の整備	準備	実施	

埼玉県行財政戦略プログラム

発行 平成26年3月

埼玉県 企画財政部 改革推進課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL : 048-830-2147 FAX : 048-830-4712

E-mail : a2440-06@pref.saitama.lg.jp

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/kaikaku-senryakuprogram/>
